

旭川市立台場小学校
学校いじめ防止基本方針



令和6年4月改訂

第1章 基本方針改定の趣旨

1 改定の背景と趣旨

旭川市いじめ防止基本方針（以下「市基本方針」という。）は、いじめの防止等の対策を推進するため、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）に基づき、いじめの防止等のための基本的な方針（以下「国基本方針」という。）及び北海道いじめ防止基本方針（以下「道基本方針」という。）の内容を踏まえるとともに、これまで本市において推進してきた学校の取組や、児童が主体となった取組の成果を反映し、平成31年2月に策定（令和4年3月一部改定）しました。

本市では、令和3年3月、市立中学校の女子生徒が市内公園において遺体で発見されるという痛ましい出来事が起こり、いじめの重大事態の調査の結果、当該生徒が深刻で重大ないじめを受けていたことが明らかとなりました。

当該調査において不明な点があったため、旭川市いじめ問題再調査委員会において、真相解明に向けた再調査が行われていますが、本市では、教育委員会及び学校において、法に基づくいじめの認知やいじめへの組織的な対応が十分に行われなかったと反省し、これまでの取組を見直すとともに、いじめの防止等のための対策を抜本的に改めるとしました。

このため、令和5年4月、市長部局にいじめ防止対策推進部を新設するとともに、同年6月、いじめの防止等に関する基本理念や基本事項を定めた旭川市いじめ防止対策推進条例（令和5年旭川市条例第43号。以下「条例」という。）を制定し、市長部局、学校・教育委員会が一体となって、いじめの未然防止、早期発見と重大化の防止、再発防止を図るいじめ防止対策「旭川モデル」の施策を推進しています。

2 いじめの防止のための対策の一層の推進

市基本方針については、新たないじめ防止対策「旭川モデル」の施策を反映させるとともに、国の生徒指導提要の改訂や道基本方針の改定など、いじめの問題を取り巻く環境の変化に的確に対応し、いじめの防止等のための対策の一層の推進を図るため、全面的に改定することとしました。

本市は、法、条例及び市基本方針に基づき、学校、家庭、地域住民、関係機関等との連携の下、未来の創り手となる子どもたちの生命と尊厳を守り、かつ、全ての児童が安心して生活し、学ぶことができる社会の実現を目指し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進します。

これらを受け、本校においては、「いじめ防止対策推進法」に基づき、「いじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）」、更に「旭川市小・中学校いじめ防止基本方針（策定の指針）」等を参考に、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための「学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに、学校いじめ対策組織を設置し、いじめの防止に向けた取組の充実と適切で迅速な対応に努めます。

第2章 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 旭川市いじめ防止対策推進条例制定の意義

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、児童だけの問題ではなく、様々な場

面で起こり得る社会全体に関する問題といえるものです。

そのため、全ての市民が「いじめは絶対に許されない。」「いじめは卑怯な行為である。」「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こり得る。」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚して、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処に取り組み、児童が安心して生活し、及び学ぶことができる社会の実現を目指さなければなりません。

このように、地域社会全体でいじめの問題に対峙し、児童の生命と尊厳を守ることができるよう、いじめの防止等のための対策に関し本市の基本理念を定め、当該対策を推進するため、令和5年6月、「旭川市いじめ防止対策推進条例」を制定しました。

2 いじめの防止等の対策に関する基本理念

本市においては、法の基本理念を踏まえ条例第3条に規定した基本理念の下、全ての市民がそれぞれの役割と責任を自覚し、いじめから児童の生命と尊厳を守ることができる社会の実現を目指します。

- ①いじめの防止等のための対策は、いじめが、いじめを受けた児童の尊厳を傷つける行為かつ重大な人権侵害であるとの認識の下、全ての児童が安心して生活し、及び学ぶことができるようにし、並びに学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- ②いじめの防止等のための対策は、全ての児童がいじめを行わず、他の児童に対して行われるいじめを知りながら見て見ぬふりをせず、いじめの防止のために主体的に行動できるようにするため、児童のいじめの問題に関する理解を深めることを旨として行われなければならない。
- ③いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、学校、保護者、市民等及び関係機関の連携の下、当該児童が苦痛を感じている状況を積極的に捉え、速やかに対応するとともに、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

3 関係主体の責務等

本市においては、条例により、市及び市立学校の責務を次のとおり定めています。市には、教育委員会が含まれています。市及び市立学校は、それぞれが有する責務を十分認識の上、いじめの防止等のための対策に取り組みます。

また、条例では、保護者の責務、児童の心構え及び市民等の役割についても次のとおり定めています。本市は、保護者や児童、市民等に対して、条例の趣旨等について普及啓発を図り、社会全体でいじめから児童の生命と尊厳を守る気運の醸成に取り組みます。

第4条.市の責務.

- 1 市は、基本理念にのっとり、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する責務を有する。
- 2 教育委員会は、基本理念にのっとり、市立学校の教職員がいじめの防止等に迅速かつ適切に取り組むために必要な措置を講ずる責務を有する。

第5条.市立学校の責務.

- 1 市立学校は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第22条に規定する組織を置くとともに、基本理念にのっとり、当該市立学校全体でいじめの防止等に取り組む責務を有する。

- 2 .市立学校は、在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、法第22条に規定する組織において、迅速かつ適切に対処する責務を有する。 .
- 3 .市立学校は、市長が実施するいじめの防止等のための対策に協力するものとする。 .

第6条.保護者の責務.

- 1 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを行うことのないよう、当該児童生徒に対し、他の児童生徒に対する思いやりその他の倫理観を養うために必要な指導を行うよう努めるものとする。
- 2 .保護者は、その保護する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切に当該児童生徒をいじめから保護するとともに、学校、市又は関係機関に相談するよう努めるものとする。
- 3 .保護者は、市及び学校が行ういじめの防止等のための対策に協力するよう努めるものとする。

第7条.児童生徒の心構え.

- 1 児童生徒は、互いの人権を尊重し、他の児童生徒に対して思いやりを持って接するよう努めるものとする。
- 2 .児童生徒は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の尊厳を傷つける行為かつ重大な人権侵害であること及び他の児童生徒に対して決して行ってはならないことを理解し、いじめの防止に主体的に取り組むよう努めるものとする。
- 3 .児童生徒は、いじめを受けたと思われるとき、又は他の児童生徒がいじめを受けているとき、若しくはいじめを受けていると思われるときは、速やかに、学校、保護者、市又は関係機関に相談するよう努めるものとする。

第8条.市民等の役割.

- 1 市民等は、基本理念にのっとり、児童生徒に対する見守り、声かけ等を行うなど、児童生徒と触れ合う機会を大切にしよう努めるものとする。 .
- 2 市民等は、児童生徒がいじめを受けているとき、又はいじめを受けていると思われるときは、速やかに、市、学校又は関係機関に相談又は通報を行うよう努めるものとする。

4 いじめの定義等

(1)「いじめ」等の定義

条例では、「いじめ」をはじめとする用語について、次のように定義しています。 .
「いじめ」については、法第2条における定義と同内容であり、いじめを受けた児童生徒の主観を重視した定義としています。

第2条.定義.

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 .

1 いじめ.

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。 .

2 .いじめの防止等.

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。 .

3 学校.

学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校のうち、市内に所在する小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

4 市立学校

旭川市立小中学校設置条例（昭和39年旭川市条例第22号）に規定する小学校及び中学校をいう。

5 児童生徒

学校に在籍する児童又は生徒をいう。

6 保護者

親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

7 市民等

市内に住所を有する者、市内に居住する者又は市内に通勤し、若しくは通学する者及び市内において事業を営み、又は活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。

本基本方針において、「学校」とは、条例第2条に規定する市立学校をいいます。

※19頁第3章2⁽⁷⁾及び⁽⁸⁾を除く。

いじめを理解するに当たっては、次のことに留意します。

- ①個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめを受けた児童の立場に立つことが必要である。
- ②法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることがないように努める必要がある。例えば、いじめを受けた児童の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定する児童がいることが考えられる。このことから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童や周辺の状態等を踏まえ、法の定義に基づき判断し、対応します。
- ③インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該児童が心身の苦痛を感じていない場合も、いじめと同様に対応する。
- ④児童の善意に基づく行為であっても、意図せず相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや多くの児童が被害児童生徒としてだけでなく、加害児童としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応する。なお、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害児童が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、本校は、いじめという言葉を使わず指導するなど柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、いじめに該当するため、事案を法第22条及び条例第5条に規定する組織（以下「学校いじめ対策組織」という。）で情報共有して対応する。
- ⑤けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。日頃からグループ内で行われているとして、けんかやふざけ合いを軽く考え、気付いていながら見逃してしまうことがないように、ささいに見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。
- ⑥児童が互いの違いを認め合い、支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、例えば、「性的マイノリティ」、「多様な背景をもつ児童」、大規模な震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童生徒等学校として特別な配慮を必要とする児童については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

(2) いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- ①冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ②仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤金品をたかられる。
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。など

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれるため、教育的な配慮やいじめを受けた児童の意向を十分に配慮した上で、児童の命や安全を守ることを最優先に、早期に警察に相談・通報を行い適切な援助を求め対応するとともに、学校警察連絡協議会等を活用し、日頃から緊密に連携できる体制を構築する必要があります。

また、嫌がらせなどの「暴力を伴わないいじめ」であっても、繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と同様、生命、身体に重大な危険を生じさせる場合があることに留意する必要があります。

(3) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- ①いじめは、児童同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの児童にも生じ得る。
- ②いじめは、単に児童だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- ③いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の構造等の問題により行われ、潜在化したり深刻化したりする。
- ④いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）、②集団内の異質な者への嫌悪感情、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤金銭などを得たいという意識、⑥被害者となることへの回避感情などが挙げられる。
- ⑤一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりや、児童の人間関係をしっかりと把握し、全ての児童が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。

(4) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に「解消」とすることはできません。いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、いじめを受けた児童といじめを行った児童との関係修復状況など他の事情も勘案して判断します。

ア.いじめの行為が止んでいること。

いじめを受けた児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

- ①この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断する場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、より長期の期間を設定する。
- ②本校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめを受けた児童を守り通すとともに、いじめを受けた児童及びいじめを行った児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、いじめを止めさせ、必要な措置を講ずるとともに、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

イ.いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと。

いじめの行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

- ①いじめを受けた児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
- ②本校は、いじめが解消に至るまでいじめを受けた児童の支援を継続するため支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。
- ③上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、本校の教職員は、いじめを受けた児童及びいじめを行った児童について、日常的に注意深く観察する。

(5) いじめの重大事態

重大事態とは、法第28条第1項により次のとおり規定されています。

ア.いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

イ.いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

アの生命、心身又は財産に重大な被害については、

- ・児童が自殺を企図した場合。
- ・身体に重大な傷害を負った場合。
- ・金品等に重大な被害を被った場合。
- ・精神性の疾患を発症した場合などが該当します。

イの相当の期間については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としますが、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に対応します。

5 いじめ防止等に関する施策の考え方

市は、いじめの未然防止や早期発見からいじめの解消や再発防止に至るまで、市長部局と学校・教育委員会が一体的に対応するいじめ防止対策「旭川モデル」による施策を推進します。

(1) いじめ防止対策「旭川モデル」の推進体制

ア.いじめ防止対策推進部の設置.

市は、いじめ問題の再発防止を最重要課題の一つと位置付け、いじめを子どもの人権問題として捉え、子どもの生命と尊厳を守るため、市長部局にいじめ防止対策推進部を新設し、学校・教育委員会と一体となって、いじめ防止対策「旭川モデル」の取組を進めます。

いじめの背景に有り得る子どもの特性や家庭環境等の課題にも適切に対応するため、これらの課題に係る相談支援機能を担う子ども総合相談センターと連携しながら、いじめ問題の解決に取り組みます。

イ.組織体制.

市は、いじめを受けた児童や保護者等から直接相談を受け付けるとともに、学校からの報告により把握した事案と合わせて、全てのいじめに関する情報を一元化し、市長部局と教育委員会がいじめを受けた児童と保護者への支援や、学校への適切な指導助言・支援に一体的に取り組み、いじめの重大化を防止し、問題解決を図るいじめ防止対策「旭川モデル」を推進します。

このため、いじめ防止対策推進部には、事務職員のほか、指導主事等の教育委員会職員を併任で配置するとともに、福祉、心理、教育等の資格や実務経験を有する専門職を配置し、弁護士から法的助言を受けられる体制とします。

(2) いじめ防止対策「旭川モデル」の施策

ア.いじめの積極的な把握.

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提となるものであり、市、学校、保護者、市民等及び関係機関の連携の下、児童が苦痛を感じている状況を積極的に捉え、速やかに対応することが重要です。

このため、市長部局にいじめ・不登校の専門相談窓口を設置し、専門職が児童生徒や保護者等から学校を通さずに直接相談や通報を受け付ける体制を充実するほか多様な手段により、児童や保護者が相談しやすい環境を整備します。教育委員会では、学校からいじめ事案やいじめの疑いのある全ての事案について報告を求めるほか、いじめアンケート調査を実施するなど取組を強化します。

イ.迅速な情報共有と初動対応.

市が相談を受け付けた事案と学校から報告のあった事案は、組織内の会議で情報の共有と一元化を図り、対処方針を協議します。その上で、重大化のおそれがある事案については、いじめを受けた児童を速やかに救済するため、直ちに組織内で情報を共有し、市長部局と教育委員会の職員を本校へ派遣して、事実確認や指導助言を行い、必要な支援を協議・実施します。関係児童及び保護者に対しては、市の専門職が面談による聴き取りや心のケア等の支援を行います。

ウ.児童への継続的な支援.

いじめ問題では、様々な背景や関係児童が抱える課題により、本校だけでは解決が難しい事案もあるため、市の専門職がいじめを受けた児童の意向に寄り添って、面談等により継続的に支援を行います。いじめを受けた児童と保護者に対しては、本校において必要な支援や情報提供が適切に行われるよう、問題が解決に至るまで本校との調整を行います。

エ.いじめの解消と再発防止.

いじめ問題では、認知から解消までの取組について、組織的に対応することが重

要です。このため、認知後における本校の見守り体制や関係児童の心身・登校学習への支援が適切に行われるよう、市長部局と教育委員会がそれぞれの機能を生かして、いじめの解消に向けた取組を進めます。いじめの状況や本校の対応状況は検証を行い、解決が難しい事案の再発防止の徹底を図ります。

オ.地域や団体との連携.

条例に定める市民等の役割に基づき、地域住民が積極的に児童に対する見守り、声掛けを行うなど、児童と触れ合う機会の創出を促進するとともに、いじめの防止について市民意識の醸成を図り、いじめを受けている児童を見つけたときは速やかに市や本校に相談・通報を促すほか、地域や団体と連携し、市民協働でいじめ防止対策を推進します。

第3章 いじめ防止等のための対策に関する事項

1 いじめの防止等の対策のための組織の設置

市は、法及び旭川市いじめ防止等連絡協議会等条例（平成31年旭川市条例第8号）の規定に基づき、いじめの防止等のための組織を設置します。

（1）旭川市いじめ防止等連絡協議会

市は、法第14条第1項の規定に基づき、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、旭川市いじめ防止等連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置します。

（2）旭川市いじめ防止等対策委員会

教育委員会は、法第14条第3項の規定に基づき、市のいじめの状況等を踏まえ、市の基本方針に基づくいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、旭川市いじめ防止等対策委員会（以下「対策委員会」という。）を設置します。

また、法第28条第1項に規定する重大事態が発生した際、教育委員会が主体となって調査を実施すると判断した場合、対策委員会において調査を行います。

（3）旭川市いじめ問題再調査委員会

市長は、法第30条第2項の規定に基づき、重大事態に係る調査結果の報告を受けた場合において、調査結果に対する調査（以下「再調査」という。）が必要であると判断したときは、再調査を行うため、旭川市いじめ問題再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）を設置します。

2 市が実施するいじめの防止等の取組

（1）いじめの防止

市は、いじめが生まれにくい環境をつくるため、学校において、全ての児童の人権が尊重され、安心して過ごせるとともに、自分が必要とされる存在であると感じ、多様性を認め互いに支え合うことができる取組等、発達支持的生徒指導やいじめの

未然防止教育を推進します。

ア 学校の対応体制の整備、支援

(ア) 学校において、いじめの防止等の取組が適切に進められるよう、学校いじめ防止基本方針..を策定する際に活用できる「学校いじめ防止基本方針〈策定の指針〉」を作成する。また、国基本方針や道基本方針の改定、各学校における取組の実情などを踏まえ、随時、学校いじめ防止基本方針〈策定の指針〉を改定し、学校の取組を支援します。

【主な取組】学校いじめ防止基本方針策定の支援

(イ) いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切かつ迅速に行われるよう、いじめの防止を含む教育相談に応じる心理、福祉等に関する専門的な知識を有する人材の活用を推進します。

【主な取組】全小・中学校に派遣・配置しているスクールカウンセラーの活用
いじめ対策コーディネーターの派遣

イ 児童に対する教育・啓発

(ア) 児童の豊かな情操と思いやりの心等の道德心を培い、心の通う人間関係を構築する能力を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、家庭や地域と連携を図り、地域の人材、自然や歴史的風土、伝統、文化など多様な教育資源を活用し、全ての教育活動を通じて道德教育、体験活動等を充実させます。

【主な取組】

- ・道德の時間指導資料「『特別の教科.道德』の実施に向けて」、旭川市立小・中学校教育課程編成の指針『特別の教科.道德』編」の作成・配付。
- ・道德研修会の開催。
- ・学校が各教科等の学習に活用できる「あさひかわ子どもの学び人材リスト」及び「あさひかわ子どもの学び施設リスト」の作成・ホームページによる公表

(イ) 学校の教育活動全体を通じて性暴力防止に向け、児童が性犯罪・性暴力の加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないよう、「生命（いのち）の安全教育」を推進することに加え、自分や相手一人一人の人権を尊重する態度を育む学習を、児童の発達の段階に応じて実施します。

【主な取組】

- ・学校における人権教育に係る学習（「生命（いのち）の安全教育」、SNSの適切な利用に係る学習、いじめから人権を守る教育等）の実施及び教材の作成・配付。
- ・事業者と連携した人権教育プログラム事業の実施。
- ・小・中学校教育課程編成の指針「特別の教科.道德編」の作成・配付。

(ウ) 本校の教育活動全体を通じて望ましい人間関係を構築する能力やコミュニケーション能力の育成を図る取組を充実します。

【主な取組】

- ・主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善の推進。
- ・児童の人間関係形成力やコミュニケーション能力の育成を図る取組の推進。
- ・北海道教育委員会の子ども理解支援ツール等を活用した児童のよりよい人間関係を構築する上で必要な能力を育成する取組の推進。

(エ) インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、情報化社会の中で適正に行動するための基となる考え方や態度な

どの情報モラルを含む、情報活用能力の育成に関する教育を推進する。

【主な取組】.

- 情報モラルを含む情報活用能力に関する内容を記載した旭川市立小・中学校教育課程編成の指針「総則編」の作成・配付.
- 児童向けの情報モラル教育リーフレットの作成・配付.
- インターネットを通じて行われるいじめの防止のための児童向け資料の配付.
- 学校への講師の派遣など、関係機関と連携した情報モラル教育の推進

(オ) 条例に基づくいじめの防止等の取組について、児童の理解を深める取組を実施します。【条例第20条第2項】

【主な取組】.

- 児童や保護者の条例についての理解を深めるリーフレットの作成・配付.
- 児童を対象とした条例に関する学習の実施

(カ) 本校で行われる学級活動や児童会・生徒会活動において、条例第7条に規定する児童の心構えを踏まえ、児童同士がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに正面から向き合い、いじめの防止等に主体的に取り組む活動を支援します。

【主な取組】.

- 児童が「学校いじめ防止基本方針（児童版）..」を策定する際に活用できる指針の作成・配付.
- 旭川市中学校連盟生活部との共催による「生活・学習A c t サミット..」の開催.
- 各学校における児童主体の取組を重点的に推進する「いじめ・非行防止強調月間」の設定.
- 各学校の児童会・生徒会による活動を動画等で情報共有し、自校の取組に生かすことができるようにするクラウドサービスを活用した「児童会生徒会チャンネル」の開設

ウ 教職員のいじめの防止等に係る資質能力の向上に向けた取組【条例第19条】

(ア) いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切かつ迅速に行われるよう、教職員の職務や経験の程度に応じた、法等に基づくいじめの防止等のための対策に関する研修を計画的に実施し、教職員の資質能力の向上を図ります。

【主な取組】.

- 各学校のいじめ対策推進リーダー..等を対象とした「いじめ防止対策研修会」の計画的な実施及び研修内容の工夫.
- 初任段階教員研修、中堅教諭等資質向上研修、教職経験者研究協議会、学校運営研修会..、校長や教頭、主幹教諭、生徒指導担当教員対象の研修会等における教職員の役職や経験年数に応じた研修内容の工夫.
- 教職員と保護者を対象としたスクールカウンセラーや弁護士、警察等の専門家による講話や協議を行う生徒指導研究協議会の開催.
- 特別な配慮を必要とする児童に対する理解を深めるための研修の実施.
- 学校訪問による管理職への指導助言や、各学校が実施する校内研修への講師の派遣

(イ)「性的マイノリティ」や「多様な背景をもつ児童」等、本校として特に配慮が必要な児童については、当該児童のプライバシーに十分に配慮した適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行います。

【主な取組】

- ・教職員を対象とした「性の多様性に関する研修会」等における専門家などによる「性的マイノリティ」とされる児童に対する対応についての理解を深める講座の実施。
- ・障がいのある児童に関わる個別の教育支援計画及び個別の指導計画を活用した指導方針の共通理解。
- ・教育委員会に配置している指導主事..の派遣

エ 広報及び啓発【条例第20条】

(ア) 児童やその保護者はもとより、広く市民に対し、いじめが児童の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめの相談窓口について、広報・啓発活動を進める。

【主な取組】

- ・いじめの防止等や情報モラルに関する保護者向けリーフレットの作成・配付。
- ・教職員・保護者を対象とした専門家による講話や生徒指導研究協議会の開催。(再掲)。
- ・全児童及び保護者への相談窓口の周知。
- ・学校いじめ防止基本方針〈策定の指針〉等の周知。
- ・地域におけるいじめ防止活動の推進のための出前講座の実施。
- ・いじめの防止のための広報啓発活動を集中的に実施する期間の設定

オ いじめの防止等のための調査研究

(ア) 本校の認知の状況、いじめの態様や背景、未然防止及び解決に向けた取組状況についての検証を定期的実施し、適切な指導助言を行います。

【主な取組】

- ・児童を対象としたいじめの有無、いじめの態様、相談相手等についてはいじめの把握のためのアンケート調査(以下「アンケート調査」という。)、本校の対応状況についての検証の実施。
- ・「学校いじめ対策組織」の適切な構成や運用についての調査や指導助言を行う学校訪問の実施

(2) いじめの早期発見

市は、いじめを早期に発見するため、相談体制の整備や定期的な調査を行います。

ア いじめ・不登校相談窓口の開設【条例第11条】

(ア) 児童、保護者、教職員等がいじめに関する相談及び通報を行うことができる体制を整備する。

【主な取組】

- ・心理や福祉の資格や実務経験を有する専門職を配置した専門の相談窓口の開設

- ・電話（フリーダイヤル）、手紙、…チャット等の多様な手段を活用した相談しやすい環境の整備
- ・児童や保護者への相談窓口の周知（再掲）

イ いじめの積極的な把握

(ア) いじめを積極的に把握するため、児童に対する定期的な調査に加え、学校からのいじめ事案やいじめの疑いを含む全ての事案の定期的な報告や、重大化のおそれがある事案が発生した場合の随時報告を実施します。

【主な取組】.

- ・いじめ事案やいじめの疑いのある全ての事案の定期的な報告.
- ・重大化するおそれのある事案や本校だけでは対応が難しい事案の随時報告.
- ・アンケート調査の定期的な実施.
- ・児童の心と身体状況を把握するための定期的なストレスチェックの実施
- ・アンケート調査やストレスチェック後の関係児童に対する個人面談の確実な実施.
- ・定期的な学校ネットパトロールの確実な実施.
- ・北海道教育委員会が実施する…相談システムの周知及び1人1台端末での利用設定.
- ・北海道教育委員会が設置している子ども相談支援センターの電話相談窓口紹介カードの全児童への配付.
- ・全児童及び保護者への相談窓口の周知（再掲）

〈主な電話相談窓口〉

相談窓口	電話番号	受付期間
子どもSOS電話相談 (市いじめ防止対策推進部)	0120-126-744	月～金 8:45～17:15
子ども相談支援センター (北海道教育委員会)	0120-3882-56	毎日24時間
子どもの人権110番 (旭川地方法務局)	0120-007-110	月～金 8:30～17:15
少年相談110番 (北海道警察本部)	0120-677-110	月～金 8:45～17:30
旭川法務少年支援センター (旭川少年鑑別所)	0166-31-5511	月～金 9:00～17:00
法テラス旭川	050-3383-5566	月～金 9:00～17:00

(3) いじめへの迅速かつ適切な対処

市は、相談を受けた事案及び本校から報告があった事案に関する情報の共有と一元化を図るとともに、市長部局と学校・教育委員会が迅速な初動対応を行うことにより、いじめ問題の早期解決と重大化の防止に取り組みます。

【主な取組】.

- ・市が相談を受けた事案及び本校から報告があった重大化のおそれのある事案に係る組織内での迅速な情報共有と、学校訪問による事実確認や重大化防止と早期解決に向けた支援の調査・調整.
- ・組織内のいじめ対策会議の開催による事案の対応状況の情報共有と対処方針の協議.
- ・いじめを受けた児童や保護者に対する心理的、福祉的支援と適切な情報提供.
- ・全ての市立学校を対象とした学校ヒアリングの実施によるいじめの適切な認知と組織的対応の確認や現状と課題の把握によるいじめ防止対策の強化.

(4) いじめの解消

市は、いじめの長期化・重大化防止の対策を強化するため、学校がいじめの認知後の対応を適切に行うための支援を行います。

【主な取組】.

- ・本校における認知から解消に至るまでの対応状況の確認及び指導助言や支援.
- ・いじめを受けた児童の心身の状況及び登校状況の確認並びに継続的な支援や本校との調整.
- ・学校いじめ対策組織会議への参加によるいじめ認知後の解消に至るまでの組織的対応の徹底のための支援.

(5) 地域や団体との連携

市は、本校の児童のいじめの防止等のための対策が、関係者の連携の下に適切に行われるよう、地域や団体と連携した取組を推進します。

【主な取組】.

- ・学校運営協議会委員を対象とした研修会の開催等によるコミュニティ・スクールの取組の推進.
- ・地域におけるいじめ防止活動の推進のための出前講座の実施（再掲）.
- ・いじめの防止のための広報啓発活動を集中的に実施する期間の設定（再掲）.
- ・地域団体や事業所などの地域住民が取り組むいじめ防止活動の支援

(6) 関係機関等との連携

市は、いじめの防止等のための対策が、適切かつ迅速に行われるよう、教育的な配慮の下で、学校、関係機関及び団体との連携の強化を図り、必要な体制の整備を行います。

【主な取組】.

- ・連絡協議会による関係機関との連携の強化.
- ・生徒指導連絡協議会や生徒補導協会等による、学校、警察、北海道教育委員会、PTA連合会等との情報の共有及び連携の強化.

- ・関係機関及び団体への相談内容について市が把握して対応できる連携体制の構築。
- ※いじめ等に関する相談対応フロー.18頁。
- ・学校外の児童の居場所となる施設や運営団体との連携の強化



(7) 市立学校以外の学校への協力依頼等【条例第18条】

市は、市立学校以外の学校等の設置者又は管理者に対し、市のいじめの防止等のための対策について協力を求めることができます。また、市は、市立学校以外の学校等の設置者又は管理者からの要請に基づき、必要な支援を行います。

【主な取組】.

- ・市の相談窓口在市立学校以外の学校等に在籍する児童等からいじめに関

する相談等があった場合における当該学校等の設置者若しくは管理者又は当該学校等への速やかな情報提供，当該学校等に対する必要な支援，必要に応じた調査，調整等の実施。

- ・市立学校以外の学校等の設置者又は管理者が在籍する児童等からいじめに関する相談等を受けた場合における必要な支援

(8) 市長による勧告【条例第13条】

市長は，いじめの事実確認と解決のための支援や調査，調整を踏まえ，市立学校や教育委員会が法に基づき適切な措置を講じていないと認めるときに，いじめを受けた児童を救済するために，公平・公正・中立な判断をすることができる専門家からの意見聴取を経て，次に掲げる措置を講ずるよう勧告を行うことができます。

また，市立学校や教育委員会が市長による勧告を受けたときは，当該勧告を尊重するとともに，対応状況等について書面で市長に報告します。

[勧告の内容]

- ・いじめを受けた児童又はその保護者への支援。
- ・いじめを行った児童への指導又はその保護者への助言。
- ・いじめを行った児童を対象とした出席停止を命ずる等のいじめを受けた児童等が安心して生活し，学ぶことができるようにするために必要な措置

3 本校が実施するいじめ防止の取組

(1) 本校のいじめの実情及び今年度の目標

令和5年度の本校のいじめの認知件数は32件でした。アンケート調査や教育相談がきっかけとなって認知したもので，その様態は「冷やかしゃからかい，悪口や嫌なことを言われる，たたかれる」といった内容が中心でした。それぞれの案件について早急に担任教師を中心に加害児童に聞き取りや指導を行うとともに，いじめ対策組織会議を開催し，事実関係とその後の指導方針の確認を行い対処しました。その結果，32件すべてにおいて，3月25日現在いじめの行為は無くなっており，いじめの解消に向けて相当期間の経過を待っている状態です。令和6年度は「いじめ解消率100%の学校」を目標とし，児童同士の抑止力強化に向けての取組を推進していきたいと考えます。また，アンケートでの発覚以前に，被害児童からの訴えや，周りの児童がすぐに報告できるよう，教職員との信頼関係を更に高めていくよう，努力を続けていきます。

(2) 児童が主体となった取組の推進

本校では，いじめの芽はどの児童にも生じ得ることを踏まえ，すべての児童を対象に，学校全体でいじめに向かわせないための未然防止の取組を行っています。児童が主体的にいじめの問題について考え議論するなど，いじめの防止に資する活動を行います。

(ア) 児童会が中心となり，中休み時間を利用して「みんなで遊ぶ日」を設定し，学級の全児童や全校児童同士の交流を深めるとともに，生活保健委員会が中心となって企画する，いじめ未然防止を目指した取組を行います。また児童会書記局が企画する「いじめ撲滅の取り組み」の充実を図ります。

(イ) 生活・学習Actサミットで協議された内容を小・中学校で連携して共有しま

す。

(ウ) いじめ・非行防止強調月間におけるいじめ防止集会，メッセージコンクール等の開催など，児童会・生徒会を中心とした取組を行う際に，全ての児童が，いじめ防止の取組の意義を理解し，主体的に参加できるよう活動の工夫を図ります。

(3) 学校いじめ防止基本方針の策定及び見直し

本校は，教育委員会が作成する学校いじめ防止基本方針〈策定の指針〉を活用し，自らの学校として，どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や，取組の内容を定めた「学校いじめ防止基本方針」を策定し，毎年度見直しを行うとともに，公表します。

ア.策定の意義.

- (ア) 学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより，教職員がいじめを抱え込まず，かつ，学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。
- (イ) いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは，児童及びその保護者に対し，児童が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに，いじめの加害行為の抑止につながる。
- (ウ) 加害者への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより，いじめの加害者への支援につながる。

イ.策定の留意事項.

- (ア) 学校いじめ防止基本方針に，いじめの防止，いじめの早期発見・事案対応の在り方，教育相談体制，生徒指導体制，校内研修など，いじめの防止等全体に係る次の内容を盛り込む。
 - ・いじめの防止等の取組を体系的・計画的に行うための包括的な取組の方針.
 - ・いじめの防止等に向けた具体的な指導内容や教職員の研修内容の年間計画（学校いじめ防止プログラム）.
 - ・児童が主体となったいじめの防止の取組.
 - ・いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容（いつ，どこで，誰が，何を，どのように等）の明示.
 - ・アンケート調査，いじめの把握，情報共有，適切な対応の在り方についてのマニュアル.
 - ・アンケート調査，ストレスチェック及び個人面談の実施や，結果の検証及び組織的な対応方法の設定.
 - ・いじめに係る相談体制の整備や相談しやすい方法の工夫.
 - ・いじめの早期発見に資する，教職員で活用できるチェックシート.
 - ・「学校いじめ対策組織」の取組の行動計画となるような年間を通じた具体的な活動・事案対応に関する教職員の資質能力の向上に向けた校内研修の実施計画.
 - ・いじめを行った児童に対する成長支援の観点を踏まえたいじめを行った児童生徒が抱える問題を解決するための具体的な対応方針
 - ・「学校いじめ対策組織」を中心としたPDCAサイクルによる点検・見直しの取組.
- (イ) 児童の発達段階に応じ，いじめの防止等に係る意見を積極的に聴取するとともに，児童の最善の利益を実現する観点から内容への反映を判断する。

ウ 学校いじめ防止基本方針の見直し

(ア) 本校は、教育委員会が作成する学校いじめ防止基本方針〈策定の指針〉等の改定や、自校のいじめの防止等の取組状況を踏まえて、毎年度、学校いじめ防止基本方針の点検・見直しを図る。

- ・「学校いじめ対策組織」を中心に、P D C Aサイクルにより、学校の実情に即して適切に機能しているかどうかを点検し、必要に応じて見直す。
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況について、児童や保護者を対象に実施する学校評価の評価項目に位置付けるとともに、評価結果を踏まえ、いじめの防止等のための取組の改善を図る。

エ 学校いじめ防止基本方針の公表

(ア) 学校は、学校いじめ防止基本方針を策定又は変更したときは、速やかにこれを公表するとともに、家庭や地域の理解と協力を得られるよう取組を進める。

- ・学校いじめ防止基本方針を学校ホームページに掲載するなどして公表するとともに、学校便り等を活用し、周知を図る。
- ・入学式や参観日等の様々な機会を活用して、学校いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等のための対策について説明し、保護者等の理解と協力を求める

(4) いじめ防止等の対策のための組織の設置

ア 設置の意義

本校では、「いじめ防止対策推進法」第22条に基づき、「学校いじめ対策組織」を設置しています。いじめの問題を特定の教職員で抱え込むことなく、組織的に対応することで複数の目による状況の見立てを可能にし、いじめの防止や早期発見、対処について、より実効的ないじめの問題の解決に努めることができると考えます。

イ 設置の留意事項

(ア) 学校いじめ対策組織の構成

法に基づき、校長をリーダーとした複数の教職員等による常設の「学校いじめ対策組織」を設置します。いじめの防止については、「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム*P11参照）の作成や実施の際に、児童や保護者の代表、地域住民の代表として学校運営協議会委員などを加えて組織P5対策組織*1を構成し、いじめへの対処等は、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター（警察官経験者）などの外部専門家等を加えP5対策組織*2、組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組みます。

(イ) いじめ対策チームの構成

「いじめ対策チーム」の構成は、校長のほか、教頭や主幹教諭、生徒指導主事など校内の役職者から、学校の実情に応じて決定します。

「いじめ対策チーム」のメンバーの中から「報告窓口担当者」を1名ないし複数名割り当て、うち1名を「いじめ対策推進リーダー」とし、「集約担当者」とします。

「報告窓口担当者」は、他の教職員からの報告をいつでも受けられるよう、教

頭や生徒指導主事を割り当て、「いじめ対策推進リーダー」は、「報告窓口担当者」への報告を集約し、その後の対応をコーディネートします。個々の事案への対処に当たっては、関係の深い教職員を追加し、必要に応じて外部の専門家の協力を受ける。

(ウ) 次のことを踏まえて、「学校いじめ対策組織」の体制を整備します。

「学校いじめ対策組織」の体制の整備に当たっては、気付きを共有して早期対応につなげるため、管理職がリーダーシップをとって教職員の心理的安全性の確保に努め、情報共有を行いやしい環境の醸成に取り組みます。管理職は、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、「学校いじめ対策組織」に報告を行わないことは、法に違反し得る行為であることを、教職員に周知徹底し以下の体制をつくります。

- ・児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さず、原則としてその全てを「報告窓口担当者」に報告するなど、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応できる体制
- ・事実関係の把握、いじめであるか否かの判断を組織的に行うことができる体制。
- ・いじめが疑われるささいな兆候や懸念、児童からの訴えなどを教職員が抱え込むことなく、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て報告・相談できる体制。
- ・当該組織に集められた情報は個別の児童ごとに記録するなど、複数の教職員が個別に認知した情報を集約し共有できる体制。
- ・構成員全体の会議と日常的な「いじめ対策チーム」の会議を目的や学校規模等に応じて適切に開催するなど、機動的に運用できる体制。
- ・いじめの問題に関する指導記録を保存し、児童の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制

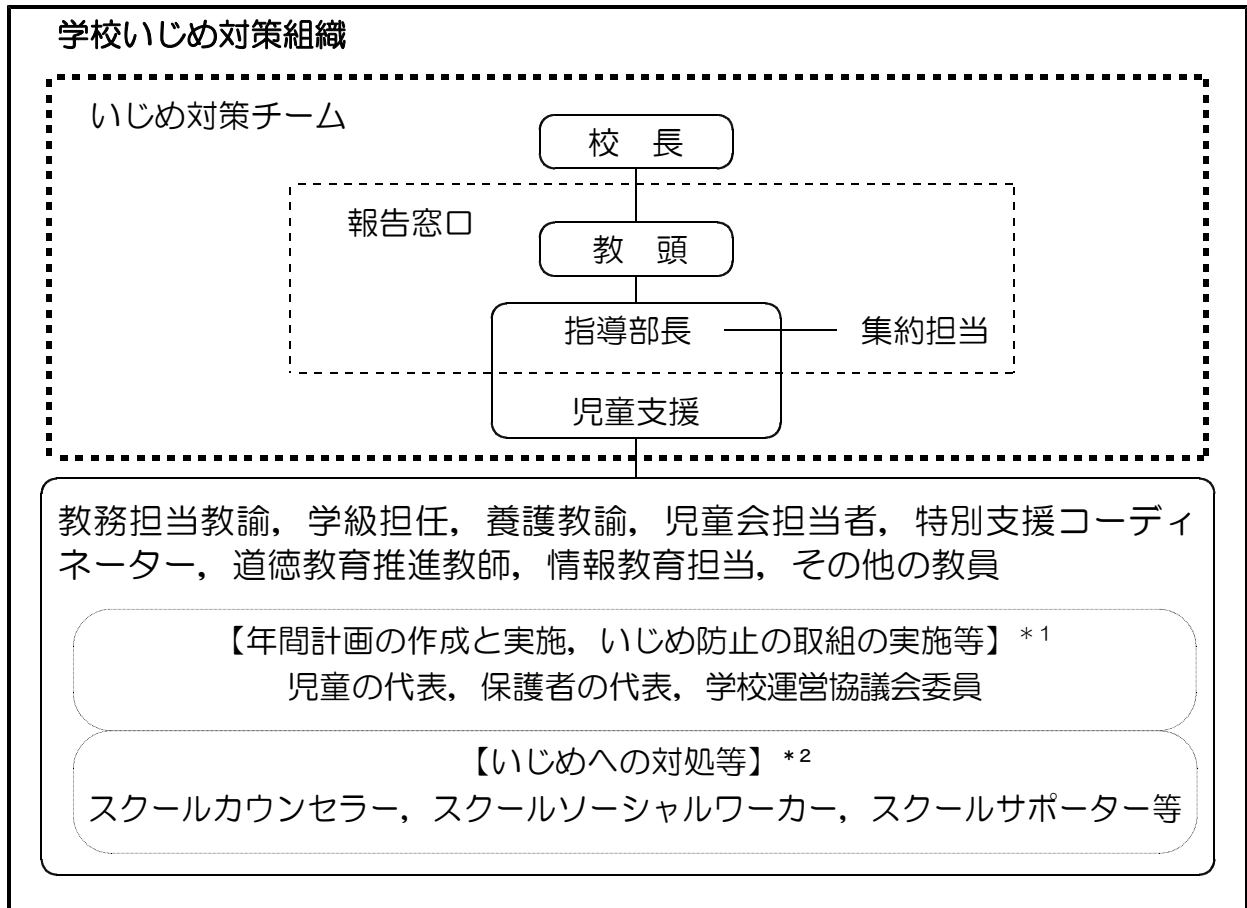
(I) 「学校いじめ対策組織」の役割に次のことを位置付けます。

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくく、いじめを許さない環境づくりを行う役割。
- ・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割。
- ・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割。
- ・いじめの情報（いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む。）があったときには「いじめ対策チーム」の緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、関係児童に対する聴取り調査やアンケート調査により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割。
- ・いじめが解消に至るまでいじめを受けた児童の支援を継続するため、支援内容・情報共有・教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する役割。
- ・いじめを受けた児童に対する支援、いじめを行った児童に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施する役割。
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム）の作成・実行・検証・修正を行う役割。
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画（学校いじめ防止プログラム）に基づき、いじめの防止等の校内研修を企画し、計画的に実施する役割。
- ・学校いじめ防止基本方針が自校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行を含む。）。
- ・学校いじめ防止基本方針の内容が、児童や保護者、地域住民から容易に理

解される取組を行う役割。

- いじめを受けた児童を徹底して守り通し，事案を解決する相談・通報を受け付ける窓口であるなど，「学校いじめ対策組織」の役割が，児童や保護者，地域住民からも容易に理解される取組を行う役割。
- 「いじめ対策チーム」の会議を含め，「学校いじめ対策組織」の会議の内容を記録し，文書管理規程の保存年限を厳守の上，整理・保管する役割。

(オ) いじめ対策組織図



(3) いじめの防止

本校は，児童がいじめに向かわないように，社会性や互いの人格を尊重する態度を醸成するとともに，自己有用感や自己肯定感を育む指導に取り組めます。

また，本校は，児童に対して，傍観者とならず，「学校いじめ対策組織」への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう啓発を行います。

本校は，いじめの防止のため，次の取組を進めます。

ア いじめについての共通理解

(ア) いじめの態様や特質，原因・背景，具体的な指導上の留意点などについて，職員会議や校内研修において周知し，平素から教職員全員の共通理解を図ります。

(イ) 教育委員会が実施する「いじめ防止対策研修会」や生徒指導研究協議会等の教職員研修の成果を還元し，教職員全員の共通理解を図ります。

(ウ) 全校集会や学級活動などにおいて校長や教職員が，日常的にいじめの問題につい

て触れ、「いじめは人権侵害であり人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成します。

- (I) いじめの未然防止に向けた授業を行うとともに、学校いじめ防止基本方針（児童生徒版）の作成を支援し、「学校いじめ対策組織」の存在や活動について、児童生徒が容易に理解できる取組を進めます。
- (O) いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるため、教職員への研修、児童生徒への指導及び保護者への啓発に計画的に取り組めます。

イ いじめに向かわない態度・能力の育成

- (A) 児童の発達段階や実態に応じた人権教育学習の実施など、学校の教育活動全体を通じた人権に関する教育の一層の充実により、多様性を理解するとともに、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を醸成する取組を進めます。
- (I) 児童が性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう学校教育全体を通じて性暴力防止に向けた「生命（いのち）の安全教育」の充実を図ります。
- (U) 家庭や地域と連携を図り、地域の人材、自然や歴史的風土、伝統、文化など多様な教育資源を活用して、児童の発達の段階に応じた道徳教育の充実を図ります。
- (I) 児童の発達段階に応じて、他者の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操や社会性、規範意識を育むため、地域の教育資源を生かした教育活動や体験活動を推進します。
- (O) 自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てます。
- (K) インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう、児童生徒の発達段階に応じ、プライバシーの保護や、セキュリティの必要性の理解、情報の発信におけるエチケットの遵守など、情報化社会の中で適正に行動するための基となる考え方や態度を育成する「情報モラル教育」や、情報を利用して自己の生き方や社会を豊かにするための基礎・基本となる情報活用の実践力の育成に関する教育の充実と啓発に取り組めます。

ウ いじめが生まれる背景と指導上の注意

- (A) いじめの加害の背景には、人間関係のストレスをはじめ、学習の状況等が関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感がストレスにならないよう、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを推進します。
- (I) 教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方について共通理解を図るとともに、細心の注意を払います。
- (U) 児童が規律正しい態度で主体的に参加・活躍できる授業づくりや、人格が尊重され安心して過ごせる集団づくりを進めるとともに、児童の望ましい人間関係を形成する力の育成を図る取組を推進します。
- (I) 学校として「性的マイノリティ」とされる児童に対して、プライバシーに十分配慮しながら、日頃から適切な支援を行うとともに、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行います。
- (O) 「多様な背景を持つ児童」については、日常的に、当該児童の特性等を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指

導を組織的に行う。

(カ) 配慮を必要とする児童の交友関係の情報を把握し、入学や進級時の学級編制や学校生活の節目の指導に適切に反映する。

エ 自己有用感^{※1}や自己肯定感^{※2}をはぐくむ指導の充実

(ア) 教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じることが出来る機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感を高める取組を推進します。

(イ) 児童の個性の発見、よさや可能性の伸長及び社会的資質・能力の発達を支えるため、日常的に、児童への挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話、及び授業や行事を通じた個と集団への働きかけを行います。

(ウ) 自己肯定感が高まるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設けるなどの工夫を図ります。

(エ) 自己有用感や自己肯定感、社会性などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、小・中学校間で連携した取組を進める。

※1 自己有用感…他者との関係の中で「自分は役に立っている」など、自らの存在を価値あるものと受け止められる感情

※2 自己肯定感…「自分にはよいところがある」、「自分は〇〇ができる」など、自らを積極的に評価できる感情

(4) いじめの早期発見

本校は、いじめが大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、「いじめ見逃しゼロ」に向け、たとえ、ささいな兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から複数の教職員で的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に幅広く認知します。

また、日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有します。

(ア) 日常の観察やふれあい活動、定期的なアンケート調査やストレスチェック、「いじめ発見・見守りチェックシート」^{*P16参照}の活用、教育相談の実施をします。また、ささいな兆候であっても早い段階から組織的に関わり、いじめを軽視することなく積極的に認知し、いじめの早期発見に努めるとともに、児童が日頃から相談しやすい雰囲気をつくります。さらに児童及び保護者に保健室（養護教諭）や相談室（スクールカウンセラー等）の利用や関係機関等の電話相談窓口^{*P15参照}について周知し、いじめについて相談しやすい体制を整備します。

(5) いじめへの迅速かつ適切な対処

本校は、いじめの発見又は通報を受けた場合、特定の教職員が問題を抱え込むことなく、直ちに「学校いじめ対策組織」において情報を共有し、適切なアセスメントに基づき、迅速かつ組織的に対応します。いじめを受けた児童を守り通し傷ついた心の

ケアを行うとともに、いじめを行った児童に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導します。

(ア) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (ア) 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その行為を止めさせます。
- (イ) 児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴します。
- (ウ) いじめを受けた児童やいじめを知らせた児童の安全を確保します。
- (エ) 発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、「学校いじめ対策組織」に直ちに情報を共有します。その後は当該組織が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行います。
- (オ) いじめを受けたとされる児童が関係児童への事実確認を望まない場合や、関係児童から聴き取りした内容に齟齬がある場合など、いじめの行為の認定に至らないときであっても、いじめを受けたとされる児童の立場に立っていじめ事案として積極的に認知し、関係児童の見守り等を行います。
- (カ) いじめと認知した場合は、いじめを受けた児童及び保護者の意向、当該児童の心身の苦痛の程度、いじめの行為の重大性等を踏まえ、「学校いじめ対策組織」において、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対応プランを決定し、いじめの解消に至るまで組織的かつ継続的に支援や指導を行います。
- (キ) いじめ事案やいじめの疑いのある事案は、認知の有無にかかわらず、全ての事案についていじめを受けたとされる児童の保護者に連絡するとともに、教育委員会に報告します。
- (ク) インターネットやSNS等に不適切な書き込みを発見した場合は、保護者との協力、連携の下、速やかに削除を求めるなどの措置を講じるとともに、必要に応じて、関係機関に適切な援助を求めます。
- (ケ) いじめ行為のうち、犯罪行為として取り扱われるべき行為を把握した際には被害を受けた児童の生命や安全を守ることを最優先とし、法第23条第6項に基づき、ためらうことなく直ちに警察に相談・通報し、連携して対応します。(再掲)
- (コ) 児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察等関係機関と連携し、適切な援助を求めます。

(イ) いじめられた児童及びその保護者への支援

- (ア) いじめを受けた児童から、事実関係の聴取を迅速に行う。その際、自尊感情を高めるよう留意します。
- (イ) 家庭訪問等により、その日のうちに当該保護者に事実関係を伝えます。
- (ウ) いじめを受けた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、いじめを受けた児童の安全を確保します。
- (エ) いじめを受けた児童にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携し、いじめを受けた児童に寄り添い支える体制をつくり
ます。
- (オ) いじめを受けた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じて、いじめを行った児童や保護者の理解の下でいじめを行った児童を別室において指導するなど、いじめを受けた児童が落ち着いた

て教育を受けられる環境の確保を図ります。

- (カ) いじめを受けた児童の保護者に対して、当該児童が安心して学校生活を送れるようにするための支援策について丁寧に説明し、理解を得るとともに当該児童の学校生活の様子や支援策に取り組んだ結果の改善状況等について定期的に情報提供します。
- (キ) いじめを受けた児童が登校できない状況となっている場合は、学校生活への復帰に向けた支援や学習支援を行い、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの協力を得て対応します。
- (ク) 状況に応じて、スクールサポーター（警察官経験者）など外部専門家の協力を得て対応します

。(ウ) いじめを行った児童への指導及びその保護者への助言

- (ア) いじめを行ったとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールサポーター（警察官経験者）など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめを止めさせ、その再発を防止する措置をとります。
- (イ) 事実関係の確認後、迅速に当該保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行います。
- (ウ) いじめを行った児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させます。
- (エ) いじめを行った児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮します。
- (オ) 児童の個人情報等の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行います。
 - ・いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに法第26条に基づく出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をします。
 - ・教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童に対して懲戒を加えることも考えられます。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめを行った児童が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行います。

(エ) いじめが起きた集団への働きかけ

- (ア) いじめを傍観していた児童に自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできない場合でも、誰かに知らせる勇気をもつよう伝えます。
- (イ) 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識を高めます。
- (ウ) はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させます。

(オ) 性に関わる事案への対応

- (ア) 児童や保護者が安心できるようプライバシーに配慮して対応します。
- (イ) いじめを受けた児童と同性の教職員または、話しやすい教職員が対応するなど配慮します。
- (ウ) 必用に応じて、警察やスクールカウンセラーなど関係機関と連携を取って対応します。
- (エ) チーム内のみで詳細な情報を共有し、情報管理の徹底に努めます。
- (オ) 犯罪行為として取り扱われるべき行為を把握した際には、被害を受けた児童生徒の生命や安全を守ることを最優先とし、法第23条第6項に基づき、ためらうことなく直ちに警察に相談・通報し、連携して対応する。(再掲)

(カ) 関係児童が複数の学校に在席する事案への対応

- (ア) 学校間で対応の方針や具体的な指導方法等に差異が生じないように、教育委員会や各学校との緊密な連携のもと、対応します。

(6) いじめの解消

本校は、単に謝罪をもって安易にいじめが解消されたと判断するのではなく、少なくとも、いじめの行為が止んでいる状態が相当期間継続していることや、その時点でいじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないことを本人及びその保護者に対し、面談等により丁寧に確認するとともに、見守りを継続的に行うことを説明します。

本校は、いじめの解消に向け、次の取組を進めます。

ア.本校は、いじめが解消に至っていない段階では、いじめを受けた児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保するとともに、当該児童の保護者に対し、関係児童の学校生活の様子や学校による支援策の実施状況について定期的に情報提供する。

イ.本校は、いじめが解消した状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該児童について、日常的に注意深く観察する。

(7) 家庭や地域、団体との連携

(ア) 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム）の作成・実施・検証・修正に当たっては、保護者や児童の代表、地域住民などの参画を得て進めるよう努めます。

(イ) 学校いじめ防止基本方針を学校ホームページに掲載するとともに、参観日や保護者懇談会等における説明により、家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性について認識を広めます。

(ウ) 学校いじめ防止基本方針の内容やいじめを発見したときの連絡相談窓口については、入学時や各年度の開始時に資料を配付するなどして、児童、保護者、関係機関に説明します。同様に、転入生やその保護者にも説明します。

(エ) いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、法に基づき、学校として警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に十分な説明いたします。

(8) 関係諸機関との連携

本校は、関係機関と連携して、いじめの防止等に関する取組を実施します。

- (ア) いじめ行為のうち、犯罪行為として取り扱われるべき行為を把握した際には、被害を受けた児童の生命や安全を守ることを最優先とし、法第23条第6項に基づき、ためらうことなく直ちに警察に相談・通報し、連携して対応します。
- (イ) いじめへの対処に当たっては、必要に応じて、学校いじめ対策組織に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター（警察経験者）等の外部専門家を加えて対応する。
- (ウ) 民間の相談機関との連携については、管理職が窓口となり、個人情報保護に配慮しながら、いじめの早期発見のための貴重な情報と受け止めて適切に対応するとともに、対応状況や対応結果等について教育委員会に報告する。

10 重大事態への対処

市及び学校は、いじめの重大事態が発生した場合、法及び国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に基づき速やかに対処するとともに、事実関係を明確にする調査を行い、同種の事態の発生を防止に取り組みます。

(1) 重大事態の発生と緊急対応

- (ア) 本校は、重大事態に該当する疑いがある事案を把握した場合、速やかに教育委員会に相談する。特に、法第28条第1項第2号に該当する重大事態（以下「不登校重大事態」という。）の疑いがある場合、不登校重大事態における欠席の相当の期間は年間30日が目安となりますが、欠席期間が30日に到達する前から教育委員会に報告・相談します。
- (イ) 本校は、重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会に報告します。
- (ウ) 児童やその保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして対応します。
- (エ) 学校から、重大事態発生を報告を受けた教育委員会は、市長に報告します。また、北海道教育委員会を経由して文部科学省に報告します。
- (オ) 本校は、いじめを受けた児童や保護者に寄り添う担当者を配置し、支援等に取り組むとともに、いじめを行った児童に対し、内省を図るなど再発防止に向けた計画的な指導を行います。
- (カ) 市は、緊急支援チームを学校に派遣し、報告を受けた重大事態に対処します。

(2) 教育委員会または学校による調査

- (ア) 学校から報告を受けた教育委員会は、調査の主体を学校とするか教育委員会とするかを判断し、速やかにその下に組織を設けます。
- (イ) 教育委員会が、学校を調査の主体とすると判断した場合、法第28条第1項に基づき、既存の「学校いじめ対策組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じた適切な専門家を加えた組織において、調査等を実施する。
- (ウ) 教育委員会が調査の主体となる場合、調査を行うための組織を対策委員会とします。
- (エ) 調査は、事実関係を明確にするために行う。「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめが、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り明確にします。
- (オ) この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的

とするものでなく、学校や教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態と同種の事態の発生防止を図るものです。

(3) 調査結果の提供及び報告

(ア) 調査の進捗状況及び調査結果は、教育委員会又は小・中学校から、事実関係その他の必要な情報を提供する責任を踏まえ、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、適時・適切な方法で情報を提供します。

(イ) 教育委員会から、調査結果を直ちに市長に報告します。いじめを受けた児童又はその保護者から調査報告書に対する意見書が提出された場合は、調査結果に添えて市長に報告します。

(4) 市長による再調査及び措置

(ア) 調査結果の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処や同種の事態の発生防止のため必要があると認めるときは、再調査委員会において再調査を行います。

(イ) 再調査の進捗状況及び再調査結果は、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、適時・適切な方法で情報を提供します。

(ウ) 市長は、再調査の結果を市議会に報告します。

(エ) 市長及び教育委員会は、調査の結果及び再調査の結果を踏まえ、それぞれの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講じます。

【資料①】 台場小学校いじめ防止プログラム

	4月	5月	6月（強調月間）
教職員	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ・学校いじめ防止基本方針の策定 ・生徒、保護者への説明内容 ・学校ホームページ等での公開 ・組織の役割、事案への対処マニュアル等の確認・共通理解 ○校内研修 <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針の内容の共通理解 ○学校ネットパトロール <ul style="list-style-type: none"> ※通年で実施する 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ※いじめに関わる相談や報告があった場合は、いじめ対策チームを中心に随時開催し、認知の判断や対処プランを検討し、実施する。 ○市主催「いじめ防止対策研修会」への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート、教育相談の結果を情報共有、対処の検討 ○校内研修 <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止対策研修会参加者からの還流報告 ○教育相談
児童	<ul style="list-style-type: none"> ○基本方針（児童版）策定 <ul style="list-style-type: none"> ・各学級での検討、周知 ○相談窓口の理解 <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー、子どもホットライン、子ども相談支援センターなど 	<ul style="list-style-type: none"> 年間を通して行う活動 <ul style="list-style-type: none"> ○縦割り班活動 ○キラキラかがやく台場っ子 ○毎週水曜日（異学年交流）みんなで遊ぶ日 ○いじめ防止カルタ大会 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめアンケート調査① ○児童が主体となった未然防止の取組（5月参照）
家庭・地域	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者懇談会 <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針の説明 ・インターネット上のいじめ防止等に関わる協力要請 ○基本方針のHP公開 		

	7月	8月	9月
教職員	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> 定例で各担当の現状を交流 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> 定例で各担当の現状を交流 ○人権教育プログラム <ul style="list-style-type: none"> 関係機関との連携 ○市主催「生徒指導研究協議会」への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 <ul style="list-style-type: none"> 定例で各担当の現状を交流 ○校内研修 <ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導研究協議会参加者からの還流報告
児童	<ul style="list-style-type: none"> ○相談窓口の理解 <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー、子どもホットライン、子ども相談支援センターなど 	<ul style="list-style-type: none"> ○命の安全教育（1・2年） <ul style="list-style-type: none"> SNSの適切な利用 ○人権教育プログラム（3・4年） <ul style="list-style-type: none"> 友だちとの関係を考えよう コミュニケーションの大切さ 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止標語作成
家庭・地域	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者懇談会 <ul style="list-style-type: none"> ・1学期のいじめ防止等の取組状況 ・夏季休業中の生活 	<ul style="list-style-type: none"> ○市主催「生徒指導研究協議会」への参加 	

	10月（強調月間）	11月	12月
教職員	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 定例で各担当の現状を交流 ○校内研修 ・「生命（いのち）の安全教育」の授業の実施について 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 ・アンケート，教育相談の結果を情報共有，対処の検討 ○教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 定例で各担当の現状を交流
児童	<ul style="list-style-type: none"> ○児童会が主体となった未然防止の取組 ○命の安全教育（5・6年） SNSの適切な利用 非行防止 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめアンケート調査② ○いじめ防止カルタ作成 	<ul style="list-style-type: none"> ○外部講師（警察）による，スマホ安全教室 ○相談窓口の理解 ・スクールカウンセラー，子どもホットライン，子ども相談支援センターなど
家庭・地域			<ul style="list-style-type: none"> ○保護者懇談会 ・2学期のいじめ防止等の取組状況 ・冬季休業中の生活

	1月	2月	3月
教職員	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 定例で各担当の現状を交流 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 ・アンケート，教育相談の結果を情報共有，対処の検討 ○市主催「いじめ防止対策研修会」への参加 ○教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校いじめ対策組織会議 ・1年間のいじめ防止の取組や対処等の状況，指標等の検証 ・新年度に向けた指導や配慮が必要な状況等の確認 ○校内研修 ・いじめ防止対策研修会参加者からの還流報告
生徒	<ul style="list-style-type: none"> ○生活健康委員会の取り組みカルタ大会 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめアンケート調査③ ○命の安全教育（3・4年） SNSの適切な利用 	<ul style="list-style-type: none"> ○相談窓口の理解 ・スクールカウンセラー，子どもホットライン，子ども相談支援センターなど
家庭・地域	<ul style="list-style-type: none"> ○教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校運営協議会，保護者懇談会による協議 ・学校の取組等の評価 	

【いじめの把握・報告】

<いじめの把握>

- いじめを受けた児童・生徒や保護者
- 学級担任
- 児童生徒アンケート調査や教育相談
- 学校以外の関係機関や地域住民
- 周囲の児童・生徒や保護者
- 養護教諭等学級担任以外の教職員
- スクールカウンセラー（SC）
- その他

<いじめの報告>

- 把握者→報告窓口（教頭・生徒指導担当）→集約担当（教頭）→校長

いじめ対策組織会議の開催



【事実確認及び指導方針等の決定（いじめ対策組織）】

- 事実関係の把握
- 「いじめ対処プラン」の作成（指導方針，指導方法，役割分担等の決定）
- 全教職員による共通理解
- いじめ認知の判断
- SCや関係機関との連携の検討



【教育委員会への報告】

【いじめ対策組織による対処】

- いじめを受けた児童・生徒及び保護者への支援
- 周囲の児童・生徒への指導
- 関係機関（教育委員会，警察，旭川市子ども総合相談センター等）との連携
- いじめを行った児童・生徒及び保護者への指導・助言
- スクールカウンセラーの派遣要請

	いじめを受けた児童・生徒	いじめを行った児童・生徒	周囲の児童・生徒
学 校	<input type="checkbox"/> 組織体制を整え，いじめを止めさせ，安全確保及び再発を防止し，徹底して守り通す。 <input type="checkbox"/> いじめの解消の要件に基づき，対策組織で継続して注視するとともに，自尊感情を高める等，心のケアと支援に努める。	<input type="checkbox"/> いじめは，他者の人権を侵す行為であり，絶対に許されない行為であることを自覚させる等，謝罪の気持ちを醸成させる。 <input type="checkbox"/> 不満やストレスを克服する力を身に付けさせる等，いじめに向かうことのないよう支援する。	<input type="checkbox"/> いじめを傍観したり，はやし立てたりする行為は許されないことや，発見したら周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。 <input type="checkbox"/> 自分の問題として捉え，いじめをなくすため，よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。
家 庭	<input type="checkbox"/> 家庭訪問等により，その日のうちに迅速に事実関係を説明する。 <input type="checkbox"/> 今後の指導の方針及び具体的な手立て，対処の取組について説明する。	<input type="checkbox"/> 迅速に事実関係を説明し，家庭における指導を要請する。 <input type="checkbox"/> 保護者と連携して以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに継続的な助言を行う。	<input type="checkbox"/> いじめを受けた児童及び保護者の意向を確認し，教育的配慮のもと，個人情報に留意しながら，必要に応じて今後の対応等について協力を求める。

- いじめ対策組織におけるいじめの解消の判断（※解消の要件についてはP3参照）



【再発防止に向けた取組】

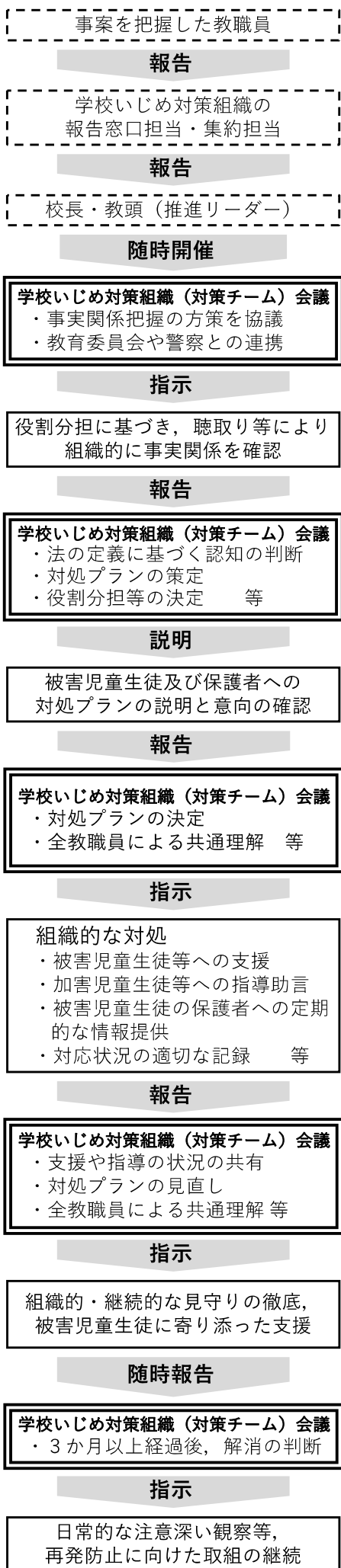
- | | | |
|--|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 原因の詳細な分析 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 事実の整理，指導方針の再確認 <input type="checkbox"/> スクールカウンセラーなど外部の専門家等の活用 <input type="checkbox"/> 学校体制の改善・充実 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 生徒指導体制の点検・改善 <input type="checkbox"/> 教育相談体制の強化 <input type="checkbox"/> 児童生徒理解研修や事例研究等，実践的な校内研修の実施 | <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 教育内容及び指導方法の改善・充実 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 児童生徒の居場所づくり，絆づくりなど，学年・学級経営の一層の充実 <input type="checkbox"/> 道徳教育の充実等，児童生徒の豊かな心を育てる指導の工夫 <input type="checkbox"/> 分かる授業の展開や認め励まし伸ばす指導，自己有用感を高める指導など，授業改善の取組 | <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 家庭，地域との連携強化 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 教育方針やいじめ防止の取組等の情報提供や教育活動の積極的な公開 <input type="checkbox"/> 学校評価を通じた学校運営協議会によるいじめの問題の取組状況や達成状況の評価 <input type="checkbox"/> 児童生徒のPTA活動や地域行事への積極的な参加による豊かな心の醸成 |
|--|--|--|

いじめ事案対応フロー

事案の把握から認知まで

認知後の対応

解消とその後の見守り



把握した情報の速やかな報告

いじめの疑いのある事案を把握した教職員は、速やか（当日のうち）に、報告窓口担当（いじめ対策推進リーダー等）に報告します。教職員が情報を抱え込むことは法第23条第1項に反する行為です。

学校いじめ対策組織（対策チーム）会議の開催①

- いじめの疑いのある事案について報告を受けた場合は、速やかに学校いじめ対策組織会議（又は、対策チーム会議）を開催し、いじめの事実関係把握の方策を協議します。
 - 犯罪行為として取り扱われるべきいじめ行為を把握した際は、直ちに警察に相談・通報し、連携して対応します。
 - 困難ケースに該当する事案については、教育委員会に速報します。
- ※いじめの定義の3要件を満たす場合は、この時点で積極的かつ幅広く認知した上で、組織的に対応します。

組織的な事実関係の確認

役割分担に基づき、速やかに関係児童生徒から事情を聞き取るなどして、組織的にいじめの事実の有無を確認します。

学校いじめ対策組織（対策チーム）会議の開催②

- 事実確認を踏まえ、法の定義に基づき、いじめの認知を判断します。
- いじめを受けたとされる児童生徒が事実確認を望まない場合や、関係児童生徒から聴き取りした内容に齟齬がある場合など、いじめとされる行為の認定に至らないときであっても、いじめ事案として積極的に認知します。
- 認知の有無にかかわらず、全ての事案についていじめを受けたとされる児童生徒の保護者に連絡します。

教育委員会への報告

いじめ（疑いを含む）事案全て報告
困難ケースに該当する事案の概要の報告

学校いじめ対策組織（対策チーム）会議の開催③

- いじめと認知した場合は、当該児童生徒の心身の苦痛の程度、いじめの行為の重大性等を踏まえ、いじめを受けた児童生徒及び保護者の意向を確認した上で、支援や指導助言の内容や、情報共有の在り方、教職員の役割分担を含む対処プランを決定し、いじめの解消に至るまで組織的かつ継続的に支援や指導を行います。

組織的な対処

- 策定した対処プランに基づき、いじめを受けた児童生徒及び保護者への支援や、いじめを行った児童生徒及び保護者への指導・助言、周囲の児童生徒への指導等を組織的・継続的に行います。必要に応じ、スクールカウンセラーによるカウンセリングの実施など、専門家と連携した支援を行います。
- いじめを受けた児童生徒が、いじめ事案を理由に欠席したと疑われる場合は、学校いじめ対策組織において情報を共有し、困難ケースとして教育委員会に速報します。

教育委員会への報告

認知した全ての事案の状況の毎月の報告
困難ケースに該当する事案の状況の毎週の報告

学校いじめ対策組織（対策チーム）会議の開催④

- 毎月定例の学校いじめ対策組織会議において、支援や指導の状況を共有し、必要に応じて、対処プランの見直しを行います。

いじめを受けた児童生徒と保護者への状況確認

- 認知後に設定した見守り期間（少なくとも3か月）の経過後、いじめを受けた児童生徒とその保護者に対し、①いじめの行為が止んでいる状態が相当期間継続していること、②その時点でいじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないことを面談等により丁寧に確認するとともに、今後も見守りを継続的に行うことを説明します。

学校いじめ対策組織（対策チーム）会議の開催⑤

- 上記①及び②について情報共有し、いじめの解消を判断します。
- 解消とならない場合は、対処プランを見直し、見守り等を継続します。
- いじめが解消した状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に関係児童生徒の様子を注意深く観察します。

いじめ発見・見守りチェックシート

年 組 記入者氏名

台場小学校いじめ対策組織

※ 次の項目に該当する生徒がいる場合は、横に名前を記載してください。

日常の行動や様子等

児 童 氏 名

- | | |
|---|-----|
| <input type="checkbox"/> 遅刻・欠席・早退が増えた。…………… | () |
| <input type="checkbox"/> 保健室などで過ごす時間が増えた。又は、すぐに保健室に行きたがる。 | () |
| <input type="checkbox"/> 用もないのに職員室や保健室の付近でよく見かける。又は訪問する。… | () |
| <input type="checkbox"/> 教職員のそばにいたがる。…………… | () |
| <input type="checkbox"/> 登校時に、体の不調を訴える。…………… | () |
| <input type="checkbox"/> 休み時間に一人で過ごすことが多い。…………… | () |
| <input type="checkbox"/> 交友関係が変わった。…………… | () |
| <input type="checkbox"/> 他の子の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたりする。…………… | () |
| <input type="checkbox"/> 表情が暗く（さえず）、元気がない。…………… | () |
| <input type="checkbox"/> 視線をそらし、合わそうとしない。…………… | () |
| <input type="checkbox"/> 衣服の汚れや傷み等が見られる。…………… | () |
| <input type="checkbox"/> 持ち物や掲示物等にいたずらや落書きまたは、隠されたりする。…………… | () |
| <input type="checkbox"/> 体に擦り傷やあざができていくことがある。…………… | () |
| <input type="checkbox"/> けがをしている理由を曖昧にする。…………… | () |

授業や給食の様子

児 童 氏 名

- | | |
|--|-----|
| <input type="checkbox"/> 教室にいつも遅れて入ってくる。…………… | () |
| <input type="checkbox"/> 学習意欲が減退したり、忘れ物が増えたりしている。…………… | () |
| <input type="checkbox"/> 発言したり、褒められたりすると冷やかしゃからかいがある。…………… | () |
| <input type="checkbox"/> グループ編成の際に、所属グループが決まらず孤立する。…………… | () |
| <input type="checkbox"/> グループを編成すると机を離されたり避けられたりする。…………… | () |
| <input type="checkbox"/> 食事の量が減ったり、食べなかったりする。…………… | () |

清掃や放課後の様子

児 童 氏 名

- | | |
|---|-----|
| <input type="checkbox"/> 清掃時間に一人だけ離れて掃除している。…………… | () |
| <input type="checkbox"/> ゴミ捨てなど、人の嫌がる仕事をいつもしている。…………… | () |
| <input type="checkbox"/> 最後まで一人で作業をやらされる…………… | () |
| <input type="checkbox"/> 一人で下校することが多い。…………… | () |
| <input type="checkbox"/> 他の児童の分まで荷物を持たされる。…………… | () |
| <input type="checkbox"/> 先生になにか言いたそうにしている。…………… | () |

- ◆ 児童のささいな変化に気付き、気付いた情報は抱え込まず、学校いじめ対策組織において確実に共有し、速やかに対応を！
- ◆ 日常の児童とのふれあいを大切に！
- ◆ 気付いたことを、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように）で付箋用紙等にメモして共有を図るなど、学校全体で早期発見を！

【資料④】

家庭用 子どもの様子チェックリスト

子どもの中には、家族に心配をかけたくないという思いから、いじめられていることを打ち明けられないお子さんもいます。しかし、必ずと言ってよいほど兆候が見られます。

いじめを早期に発見するため、次の項目を参考にチェックしてみてください。

登校するまでの様子

- 朝、なかなか起きてこない。
- いつもと違って、朝食を食べようとしない。
- 疲れた表情をしている。ぼんやりとしている。ふさぎこんでいる。
- 登校時間が近づくと、頭痛や腹痛、発熱、吐き気など体調不良を訴えて登校を渋る。
- 友達の荷物を持たされている。
- 一人で登校（下校）するようになる。遠回りをして登校（下校）するようになる。
- 途中で家に戻ってくる。

日常における家庭生活の変化

- 服の汚れや破れ、身体にあざや擦り傷があっても理由を言いたがらない。
- すぐに自分の部屋に駆け込み、なかなか出てこない。外出したがらない。
- いつもより帰宅が遅い。
- 電話に出たがらない。
- お金の使い方が荒くなったり、無断で家から持ち出すようになったりする。
- 成績が下がり、書く文字の筆圧が弱くなる。
- 食欲がなくなる。ため息をつくことが多くなる。なかなか寝付けない。

持ち物の変化

- 持ち物などが壊されている。道具や持ち物に落書きがある。
- 学用品や持ち物がなくなっていく。買い与えた覚えのない品物を持っている。

友人関係の変化

- 遊んでいる際、友達から横柄な態度をとられている。友達に横柄な態度をとる。
- 友達の話をしなくなったり、いつも遊んでいた友達と遊ばなくなったりする。
- 友達から頻りに電話がかかってきて外出が増える。メールや SNSなどを気にする。
- いじめの話をするとう強く否定する。

家族との関係の変化

- 親と視線を合わせない。
- 家族と話をしなくなる。学校の話をしなくなる。
- 親への反抗や弟や妹をいじめる、ペットや物にやつあたりする。

お子さんの様子について気になることがありましたら、教職員にお知らせください。スクールカウンセラーに相談することもできます。遠慮なくご連絡ください。

旭川市立台場小学校

電話 0166-61-4405

【資料⑤】

おも そうだんまどぐち 主な相談窓口

◆旭川市子どもSOS電話相談（いじめ・不登校）

＜電話番号＞ 0120-126-744（いじめなしよ）
＜受付時間＞ 平日 8:45～17:15（祝日、年末年始を除く）

◆少年サポートセンター「少年相談110番」（北海道警察）

＜電話番号＞ 0120-677-110 ＜受付時間＞ 平日 8:45～17:30

◆子どもの人権110番（旭川地方法務局）

＜電話番号＞ 0120-007-110（ゼロゼロなな の ひゃくとおばん）
＜受付時間＞ 平日 8:30～17:15

◆旭川法務少年支援センター（旭川少年鑑別所）

＜電話番号＞ 0166-31-5511 ＜受付時間＞ 平日 9:00～17:00

◆法テラス旭川

＜電話番号＞ 050-3383-5566 ＜受付時間＞ 平日 9:00～17:00

◆上川教育局相談電話

＜電話番号＞ 0166-46-5243 ＜受付時間＞ 平日 8:45～17:30

◆子ども相談支援センター（北海道教育委員会）

＜電話番号＞ 0120-3882-56
0120-0-78310（24時間子供SOSダイヤル）
＜受付時間＞ 毎日24時間 ＜メール相談＞ sodan-center@hokkaido-c.ed.jp

◆おなやみポスト（北海道教育委員会）

＜Web サイト＞ <https://www2.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/kodomo-sos/>



◆北海道いのちの電話（社会福祉法人北海道いのちの電話）

＜電話番号＞ 011-231-4343 ＜受付時間＞ 毎日24時間

◆性暴力被害者支援センター北海道【SACRACH さくらこ】（北海道・札幌市）

＜電話番号＞ 050-3786-0799 または #8891
＜受付時間＞ 平日10:00～20:00（土日祝、12/29～1/3除く）
＜メール相談＞ sacrach20191101@leaf.ocn.ne.jp

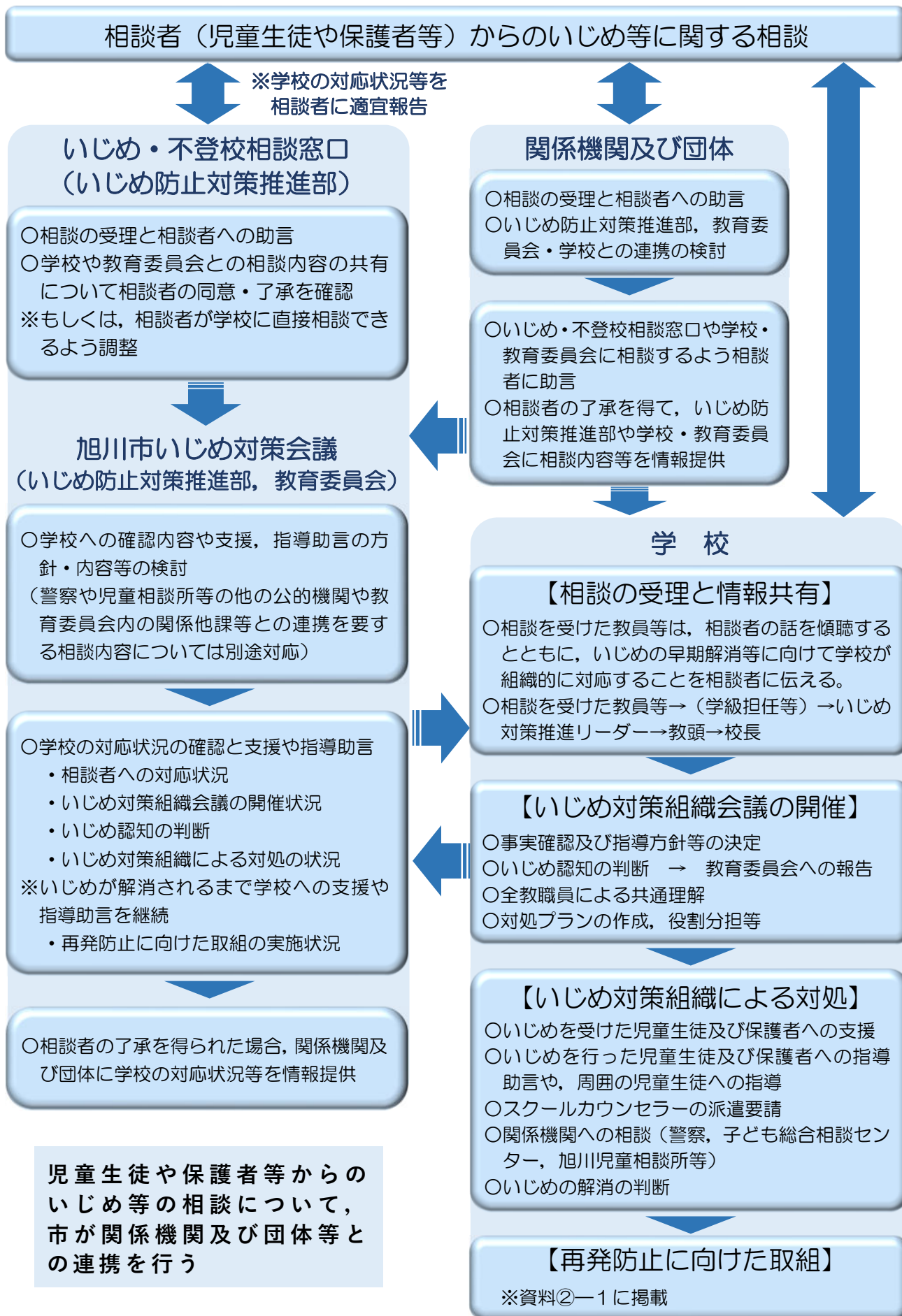
◆スクールカウンセラーへの相談も受け付けています。

事前に都合のよい日時をお知らせください。

旭川市立台場小学校 電話 0166-61-4405

【資料⑥】

いじめ等に関する相談対応フロー



【資料⑦】

不登校重大事態に係る対応フロー

